

精華町公共施設使用料等審議会（第四回）

◆日時

平成30年11月2日（金）午前10時00分～午後1時10分

◆場所

精華町役場庁舎 5階 501・502会議室

◆出席者

小沢会長、井上副会長、武内委員、柏木委員、島崎委員、
世羅委員、高鍋委員、田中委員、山口委員

◆欠席者

義忠委員

◆傍聴者

なし

◆議事

1. 開会

2. 前回の議事概要について

《資料18》前回の議事概要についてのとおり

3. 審議

・料金体系について

・公費負担（受益者負担）割合について

《資料19》公共施設の公費負担（受益者負担）割合についてに沿って審議

・減免規定について

《資料20》減免規定の考え方についてに沿って審議

①前回の議事概要について

(会長) 前回の議事概要で何々とする方向と、方向が全てついていますが、方向をとって、例えば平日単価、休日単価の設定では同一単価とするという形で確認させていただいてよろしいでしょうか。

(事務局) 方向をとるといっていただきましたけれども、例えば加算料金の設定や割り増しの設定の部分で、ただし書きで書いておりますとおり、基本的な方向では基本料金に加算料金を含めますが、特殊な部分があれば、別途加算させていただき、ただし書きで書かせていただいているような含みを持たせていただくということについて、ご理解をいただければというように考えております。

また、町外割増の関係については、今までは倍の料金を徴収しておりましたが、戦略的にということでご意見をいただいて、基本的には同一とするような方向で進めていくという部分については、行政として受けとめた中で考えていきたいと考えておりますが、町外料金として設定が必要であろうという施設も中には出てくるということも考えられますので、そういう部分に対応できるように、方向を同一にするという記載にするのではなくて、含みを持たせていただいた答申をいただければと考えております。

(会長) 「同一料金とする方向」というように書いていますが、これは「方向」を取らずに、含みを持たすという意味で、「同一料金とする方向」という形でそのまま残しておくということですね。

(事務局) 戦略上の判断というものを料金体系の基本的な考え方で固定化してしまうのではなくて、例えば、戦略上の利用促進をもっと働かせる施設と、あるいは相当程度に利用があり、これ以上町外者が利用されると、その町内、町外の利用者の比率が大幅に狂ってしまうなど、いろいろな部分が出てくると思いますので、戦略上、もっと呼び込みたいということは、それはあり得ると、できるという話ですけれども、基本的に全部同一料金にするのを前提にしてしまうと、施設ごとの判断が難しくなるという部分もありますので、同一料金にしてしまうということを基本とするということは、苦しい判断が出てくると考えられます。

(会長) 含みを持たせてほしいということについて、具体的な文言については、今日示

せないにしても、後ほど私と相談し了解した上で、皆さんのところにこういう形の文言として確定したいということをお示しするという事によろしいですね。

(柏木委員) 基本的に、これまでバラバラだったものを統一していこう、もう一度考え直そうというのが、この審議会の根本的な目的だったとすると、書き方にもよるのでしょうが、また、例外をたくさん作ってしまうのは、基本的にはない方がいいと思います。

(事務局) 毛頭、統一的な基準を崩すということでは、当然ございません。例えば含みを持たせる場合であれば、しっかりとした理由で含みを持たせるといったような方針にさせていただきたいと考えておりますので、統一的な部分を崩すということではないと考えております。

(会長) 例外の文言の書き方で曖昧さを残すと、その例外が例外でなくなるような運用がどんどん広がっていく可能性があるんで、そこは例外である時の文言がすごく重要ではないかなと思いました。文言については事務局と協議させていただいて、委員の皆さんのもとには、こういう形の文言にしますという形でお示しさせていただくということで、ご了解いただきたいと思います。

②審議

(柏木委員) 資料3ページの下段の目標について、かしのき苑60%、むくのきセンター50%、交流ホール40%、打越台・池谷公園40%、コミュニティーホール20%と移動していますが、この根拠を教えてください。

(世羅委員) 基本的には他の団体の状況を踏まえ、精華町の数字を見ながら、経験に基づき分析し、当てはめていきました。例えば、打越台や池谷公園は、結構民的な施設かと思ったので、本当は公費負担ゼロ%ぐらいまで行きたいと思いましたが、今が59%ということなので、いきなり59%からゼロ%までは難しいかと思い、中途半端になりますけれども、40%にしています。かしのき苑やむくのきセンターは、今が83%と79%なので、もう少し20%ぐらいは頑張れるかと感じましたので、もう少し右下寄りにしたかったのですが、現状を考えてこの辺りになっています。

(柏木委員) 前例の他市町村の同じような施設と並べて、今の精華町の状況をプロットして、

そこから他市町村と比較の上、妥当性のあるところに移行しようという意図だというのはわかります。単純に他自治体のパーセントを足して割ってという計算をされたわけではないですね。

(世羅委員) そうですね。例えばかしのき苑ですと、左上に八尾市、右上に市川市、右下に大阪市、和光市があるという状況で、八尾市は、デイサービスをやっているところなので公費負担が100%になっているということなのですが、基本的には50%より上という状況があるので、50%以上かというところで、本当は50%以下にしたかったのですが、いきなりは難しいかということで60%にしています。

(山口委員) 施設の必要性を町としてどのようにお考えなのかという部分が、やっぱり根本にあると思います。その上で、儲からなくても絶対要るのだということであれば100%でいいと思いますし、減価償却費まで含めて賄えるのであれば、民間でも成り立つのではないかという議論になると思います。その辺の町のお考えがどうなのかというのを知りたいのです。

(事務局) 例えば、かしのき苑でありますと、今はただの貸し館の施設区分としてもいいようなところもありますが、当初はデイサービスや直営事業の実施場所として、その機能がなくなったから、全部貸し館になっているかといったら、そうではなくて、そこにはボランティア団体拠点があるなど、要するにボランティアの殿堂なのです。まさに、かしのき苑があったから、精華町のボランティア団体が多数育っていったとか、公共的活動がすごく盛んになったなど、そういう象徴的な施設なのです。

いろいろな施設があると思いますけれども、例えば、名目が勤労福祉会館となっても、それはその補助金を名目に取得した単なる貸し館施設ですというケースも多いでしょうし、いろいろな施設の現状、性格には差が出てくると思います。そういう意味では、かしのき苑などは真っ二つに分かれる性質のものが同居している施設なので、なかなかこれをご理解していただくのは難しいような性質を持っている施設ではございます。

(事務局) かしのき苑は、平成5年から直営でデイサービス事業を行っておりまして、その後、介護保険が始まってから、社会福祉協議会の方が全館を利用してデイサービス事業を平成16年度まで行っていました。そのため、そこまではほぼ貸し館

業務がないという位置づけでありました。でも、平成5年の建設時に、町の中に文化施設がなかったということで、かしのき苑自体の特徴として、福祉的なセンターと文化的なセンターを両面持つということで、そういう二面性が当初の建設の段階であったということです。そのため、大ホールがあつたり、広い部屋があつたりというような部分が残されているということです。ただ、ボランティアが平成5年の開館当時から多く、それまでは福祉的なボランティアが立ち上がっていなかったという状態から一気に立ち上がりまして、今では20から30ぐらいの福祉的なボランティアが立ち上がっております。当初は、その部屋も確保できないくらい手狭な中で活動していただいていたのですが、今では会議室や、以前、デイサービスで使っていた部屋をボランティアセンターとして使用していただく中で、活動していただいているというような状況です。

現状として、介護保険法なり、障害者の差別解消法なり、いろいろな法律が改正された中で、イベントで手話や要約筆記というのは重要な位置を占めてきておりますので、そういうものを日々研鑽していただく場であるとか、介護予防の部分では、高齢者の皆様が時間を費やしていただくなり、仲間づくりをしていただくような場にもなっておりますので、今後、そのような場づくりとして、重要性を増していくのではないかと考えているところでございます。

(武内委員) 手話サークルと要約筆記サークルに所属してまして、平成8年に転居してきた時に要約筆記サークルはありませんでしたが、かしのき苑で講座を開かれたので、すぐに受講して以来ずっと活動を続けており、かしのき苑がなければ要約筆記サークル、手話サークルというのは成り立たなかつただろうと思います。やはりボランティアが集う場ということで、手話なら毎週、要約筆記なら月2回の例会を開いて、技術の研鑽もできますし、他のボランティアとの交流の場でもありますので、私たちにとっては非常に大切な場であると、実際に活動している者としては日々感じておりますので、そういう面はご理解いただきたいかと思います。

全額減免していただいているのはありがたいような、ちょっと複雑な思いなのですが、そのあたりは一部負担があってもいいのかなど、私個人では考えます。

(島崎委員) 同じサークルに入っておりますので、減免していただいて、とても助かっていますが、活動の場所がなくなると困りますので、そういうところも考慮いただければと思います。

(山口委員) 例えば、子育てにこのまちは特化して頑張るんだというような戦略がもしあれば、そういった施設の受益者負担は下がってしかるべきだと思います。そういう判断が町として出てくれば、話は非常に明瞭かと思います。

(柏木委員) いろいろなボランティア活動の育成で、かしのき苑が重要だというのは理解したのですが、減免は受けられておられるのですよね。

(武内委員) 全額減免を受けています。

(柏木委員) 例えば、今は目標を60%と書いていますが、この話をする時に減免の話も一緒にしないと間違ってしまうというか、ボランティア活動としてかしのき苑が必要だという話からいくと、公費負担が高い方がいいのではないかなるわけです。でも、減免が入るから、実は大丈夫という話になるので、そこをちゃんと整理しないと、多分公費負担が増えて、自治体の負担が高いままとなるような心配はいたします。

(山口委員) 木津川河川敷とほうその運動公園は、普通の公園として開放されたらどうかということ、そのとおりだと思いました。

華工房に関しては、どうあるべきかという議論が必要であると思います。例えば、地域の活性化のために本当に必要で、且つ、たくさん使われているということであれば、壊れているものも直すべきだと思います。それを資本費として入れ込むなど、そういう発想でいかないといけないと思います。木津川河川敷とほうその運動公園との1つの枠で括られているのがちょっと気になります。

(会長) 5ページの物理的要因を使用料の方に含めるということですよね。そうすると、華工房のエレベーターが壊れているという話は、経年劣化によってエレベーターが壊れたのだから、この物理的要因に入るので、これは使用料の算定の方に入れるという整理になりますよね。

華工房だけではなくて、物理的要因によって経年劣化で使えなくなっていくという部分の減価償却については、資本費ではなくて使用料に算定するのが相応しいという整理なのですが、そうすると、例えば、50年経つと使用料で新たな施設が建つみたいなことになりますが、果たして、それがいいのかと疑問を感じたりします。

(世羅委員) 私は資本費入れるのは前提として考えていますが、前回お話があったように、社会的要因や機能的要因があるので、それは省くというような考え方です。

基本的に、行政の施設というのは、建てる時は、国や府の負担が結構あるのですが、更新費用に関してはほとんどないというのが現状なので、利用者が利用によって劣化した部分については、当然、利用者負担だと思います。

(会長) 受益者負担割合についての議論と減免の議論は別の話で、結局、あわせてどう判断するのかというのはそれぞれあるのですが、そのことを前提にした上で、この減免の考え方について、ご意見いただけますでしょうか。

(世羅委員) 試案自体、客観性ということを結構前面に出しているのも非常にいいと思います。

今回、精華町と同じように他の団体でも、料金改定の議論が進んでいまして、そこでも減免の問題は出てきます。減免をなあなあでやっているところも結構ありまして、今後は会計検査院などからの指導など受けて、減免をしたものを返還するという話になる可能性もあるかと思っています。そうすると、やはり客観性というのが大事かと思っていて、証明できるものが欲しいという意味では、上の1番の(1)登録制度などによる認定、(2)個人にかかる要件は、非常にいいと思います。2番の(1)ボランティア活動も、社会福祉協議会に登録しているということで客観性が確保できるのでいいかと思いますが、2の(2)当該施設を拠点に活動する行政との相互協力団体は、相互協力して活動するかどうかという団体というのを何か証明できるものがあるのかと感じます。

(事務局) 現状におきまして、社会教育関係団体などで、その減免規定を適用している団体がございます。減免規定では、社会教育関係団体という書き方だけでございまして、自分が社会教育関係団体だと言ってしまえば、適用を受けられそうな規定ですけれども、実際にこの社会教育関係団体というものを認定する要綱がございまして、その要綱に基づいて認定されている団体ということで、文言の整理をそのように認定された団体というような書き方をしていきたいと考えています。

現状、そういう登録制度がない施設もございますが、今回の見直しに当たって、そういう登録制度を作成していきたいと考えているところです。

(柏木委員) 2番の説明の中で、5割減額までにとどめることを原則とするとされていますが、そうすると、1番の(2)個人に係る要件で、一定年齢以上の高齢者や障害者の交付を受けた場合の入浴料や入場料は、5割減額までにするというふうに読んでよろしいのですか。2の(1)、(2)は、100%減額というふうに読んで

よろしいのでしょうか。

(事務局) 現状におきましても、個人が利用を前提にした料金というのが余りなく、部屋単位というものが多いわけなのですが、現状でかしのき苑にお風呂の入浴料というのがございます。この入浴料の減免については、例えば障害者手帳をお持ちの方におきまして、現状でも全額ではなく5割減額となっているところでございます。

(柏木委員) 公表するというのは非常にいいことだと思います。明確に出された方がいいと思います。

(山口委員) 指定管理現場で実際に減免などを運用する立場から申し述べさせていただきますと、すごく曖昧でややこしいです。登録制度の基準は、要綱があるという話でしたが、この解釈は、時代とともにどんどん変わっていくので、すごく怖いなと思いました。1の(2)につきましても、例えば70歳以上なのかとか、そういう明確な規定を書いておかないと、幾らでもぶれる話なのです。さらに2の方では、全額公費負担のボランティアと相互協力団体と書いてあり、他は5割となっているので、現場はすごく混乱すると思います。その辺は、もうちょっとシンプルにされた方がいいのではないかという気がします。

(柏木委員) 適用団体や適用基準を公表するものであるとしていますが、例えばホームページに全部一覧で出されたとしても、窓口は混乱してしまいませんか。

(山口委員) 公表されるのは、いいことだと思います。それが全額なのか5割なのかという判断になった時に、公表される場所にそこまで書いておいていただければ使えると思います。

(事務局) 登録団体というのも公表を前提にということで書かせていただいておりますので、そういうリストをしっかり作って、そういった当該団体が来られた時には照合できるリストというものを作成し、それも公表することで、現場で混乱がないようにということは考えています。あとは、どれだけの手続を要するかということですが、例えば、1の(1)で書いていますが、認定証を提示させるというようなことで、適用すれば認定証を発行して、客観性を確保するというようなところは考えているところでございます。

(山口委員) 運用の話ですが、減免につきましても、いつまでに提出してくださいなどの規定を作っておいた方がいいと思います。当日、いきなり来られて減免せよという

話は、うちの公園の場合もよくあることでして、それはルールをちゃんと決めておかないと混乱すると思います。

(柏木委員) 精華町が公表をきちんと整理できれば、先進自治体になりますから、チャレンジするいい機会なのではないかと思いますし、今後それを参考にとという自治体も出てくるかもしれないので、頑張りどころなのではないかと思います。

(高鍋委員) 異論は全くないのですが、線引きはきっちり決めていただきたらと思います。協力しているから減免してくださいと言われると、行政も困るかと思うので、そのランクやポイント制か何かでいいと思うのですが。

(会長) 曖昧さを残さない形で具体的に規定し、また、そういうように規定された団体についてはしっかりと公表していくことを前提にすれば何とかなるのではないかなという気はします。

減免規定については、資料20に基づいて、補足するものとしては、2番の減免率の公表というのを書いていないのですが、これもはっきりと公表し、ボランティア団体や行政との相互協力団体についてもしっかりと公表するというところをつけ加えていただいて、かつ、ルールづくりをしっかりとしていくということも確認したということで、減免規定の考え方というのを了解いただければ、この審議会での決定事項とさせていただきたいと思います。

そうしましたら、受益者負担割合に戻させていただきます。

かしのき苑のふれあい大ホールだと、公費負担60%で考えると4,228円となり、これは現行の施設をベースに考えています。例えば、ホールの機能というのは、別に交流ホールであろうが、かしのき苑の中に設けられていようが、ホールとしての機能は一緒なのです。それがどこの建物に入っているのかによって、料金が変わるといのは、ちょっと違和感があります。

(事務局) 確かにそのお話はそのとおりだと思っております、例えば資料19の表紙の1ページの次の2ページに、本町の類似施設で他団体との状況等の比較をさせていただいております。かしのき苑は、緑のところ、その施設全体としては福祉施設を拠点とした施設ということですが、その中の部屋は、貸し館機能の部分ということではどうなのかというところで、例えば貸し館機能では、公費を投入せず使用料で賄ってもらっていますよというような紹介を大阪市や和光市という例を挙げていただいております。確かにその施設、先ほども各施設で、施設の中

の部屋をほぼ全部公共で使っているとか、あるいは使用者メインで使っているという施設内の色分けというのも、非常に重要なところではありますが、現状におきましては、そこまで細分化しての検討ができてないというのが現状でございます。施設一括りで試算をさせていただいているところでございます。

(世羅委員) 交流ホールとかしのき苑では、そもそもの目的が違うのかと思っていて、例えば福祉目的や交流目的とかが多分あると思います。目的が違うというのがあり、単価はもともと設定してしまっているんで、それを是とするしかないかと思っています。それをホールが複数あるからといって、統一しようと思ったら大変になります。

(柏木委員) ホールというのは、大体幾らぐらいが使用料としては、妥当なのかという話ができないかということだと思います。この現状からスタートすること自体はどうなのでしょうかとというのが疑問なわけです。実際にそれを採択するかどうかは別として、考えてみる余地はあるのではないかと。もう、これありきでいってしまっていることに、ご心配をされているということだと思うので、例えば表1のように、各自治体のセンターや会館を調べているのであれば、妥当性の金額はこのぐらいじゃないかというのを設定して、その上でその倍率を掛けたらどうかと多分おっしゃっているのだと思います。

(会長) 基準単価の出し方ということです。

(山口委員) 例えば、けいはんなプラザにもホールがあります。いろいろな貸し部屋がありまして、そこは1回調べておいた方がいいような気がしました。

あと、類似施設が重複している場合があります。むくのきセンターとかしのき苑ですと、芸術系の部屋みたいなものがあるんで、どちらにも電子式の焼き窯がありますが、その部屋の利用料金が違っていたりするので、これも現行の料金から逆算していくとこうなってしまうのだらうなと思います。もっと違う整理も合わせてやらないとまずいような気がします。

(事務局) もともとの設定は統一的なものではなく、それを今回、統一的にしようという話ですので、維持補修のみか資本費入れるのか、これを一応入れて、そこから割り戻しているということです。あと、当然気にするのが近隣自治体の相場観の話が当然出てくるので、ホールであれば大体どれぐらいなのか、参考値的に横に並べる必要はあると考えております。

当初の設定は、恐らくそれのみであったのかと思います。今、話題に出ている部分でいきますと、例えば、交流ホールは100人の小ホールです。椅子は自分達で並べてもらわないといけません。一方、かしのき苑のふれあい大ホールは、椅子は機械で入れ、割と大きいですがオペレーターはいません。など、いろいろ条件があって、例えば300人で施設規模的に3倍ですと、何となくわかりよい比較の参考ができるかもしれません。それでも、例えば木津川市のいずみホールなど、当然近隣との比較もしないといけないとは思いますが、基本的な考え方は、係る経費に対してというところから持っていきたいです。

(武内委員) かしのき苑は改修されたということもあって、今は割と新しくなっております。いろいろ平面でも使えるし、椅子が自動で降りてきて、規模も大体交流ホールと同じぐらいなので、少しぐらいは高くてもいいのかと思いますが、料金の差を見ると大分違うので、そのあたり、ちょっとどうなのかというのはあります。

一方、むくのきセンターの多目的ホールは、椅子を並べないといけなかったかと思いますが、ちょっと高いのかという気はします。

(世羅委員) 審議会の役割としては、まずは負担割合をざっくり決めましょうという話なので、大枠を決めた上で、あとの利用料金設定は町の判断に任せた方がいいと思います。料金の2.4倍になったらどうなるというイメージだけつけて、ちょっと高いけれども、例えば、将来の目標は受益者割合40%にするけれども、当面は20%あたりでないかみたいな話にした方がいいと思います。

あと、かしのき苑のふれあい大ホールは、1時間当たり4,200円になっていますが、私から見てもちょっと高いと思ったりするので、将来、これを見ながら、コスト見合い考えるとこんな印象だけれども、それを見据えて、とりあえずは当面はもうちょっと抑えておくみたい話はあるかもしれないので、そんな議論の方がいいかという気がします。

(柏木委員) つまり3ページの表を決めましょうということですね。

(世羅委員) そうです。

(会長) これを決めるに当たっても、例えば減価償却費をどこまで料金に含めるのかということについて、物理的要因がコストの80%を占め、それを料金に含めるということを前提に話をしているのですが、それがいいのかどうかということです。

(山口委員) 公費負担率は別に考え方としてあるということであれば、建設に係った費用や

日常的に更新していくのに必要なお金というのは、あんまり分類しないで、まとめてもいいのではないかと思います。例えば、機能的要因なのか、物理的要因なのかというのが、実際の現場ですと、分けられないパターンが結構あります。蛍光灯だったものが壊れ蛍光灯に戻すぐらいならLEDに替えるという話なんかもあるわけです。だから、物理的要因や社会的要因というのが常に明確に分けられるものではないという気がします。そうすると、ちゃんとその時点、その時点で使用に耐えるための機能を発揮するためのお金というと、全部必要なわけです。それは全部入れておいた上で、公費負担割合側で100%なのか、ゼロ%なのかを判断していけば、わかりやすいものになるのではないかと思います。この資本費の要因3つのうち1つだけを見て、こっちは外しているとなると、説明はすごく難しくなると思います。

(世羅委員) 私も資本費は100%でいいと思っていますが、前回そういう意見があったので、あえて資本費を分けているという話なので、100%でいいのであれば、100%でよいと思います。

(事務局) 前回のご議論の中で、資本費を100%入れるかどうかというところで、資本費と維持管理費とで分けられるものなら分けて整理しようかという議論の過程になりましたので、現状、資本費で捉えているところを整理すると、こういう3要因の中の物理的要因を資本費として考えようかというところで整理したものであります。ご意見の中で、資本費は基本的にまず100%ありきで考えていただくということが前提にありましたら、維持管理費等も含めたフルコストベース前提での議論になりますので、あえてこの分類を重視する必要はないかと考えています。

(柏木委員) 私も減価償却費100%でいけるのであれば、その方がシンプルでいいと思います。

(副会長) 精緻に分けられるのであればいいと思いますが、実際は難しいと思いますので、私も100%という判断でよろしいのかと思います。

(会長) 皆さん、ほかのご異論ありますでしょうか。

それがいいとなると、資料19の3ページのあるべき姿と経過措置の議論に、行きたいと思いますが、よろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)

(柏木委員) 今日の話だと、本当はこうなのだけれど、経過措置で例えば打越台、今は40%

にしときますという方が、町の姿勢がはっきり分かれていいという話なので、あるべき姿の理想像と経過措置のパーセンテージをはっきり出していただいた方がよいかと思います。

(世羅委員) 他団体を見ても、公費負担が50%より少ないのかと思っています。そういう意味では、かしのき苑は若干遠慮して60%にしましたが、とりあえず、このパーセントは当面目指すべき数字という考えでよろしいですか。

(会長) あるべき姿ではなくて、当面目指すべきということですね。行政として、施設ごとにどれぐらいの公費負担がふさわしいのかという判断はできますか。

(事務局) この審議会では、統一的な基準をお示しいただき、今後、各施設の料金へ落とし込む時に、その考え方をそれぞれのところで適用させていくというように思っていますので、まず、しっかりとした統一的な考え方をもちたいというところにこだわりたいと思っています。

逆に論点を教えていただきたいのですが、例えば、設置者としては租税負担の原則で最初はその時の住民の合意で、施設を建てるということにしましたと。その際、借金をしても20年で返しますので、それは現役世代の負担という認識です。だけど、次をどうするかというのは次の人の時にもう一回考えたらよいという話にはなりますが、漫然と過ごすといけないので、できるだけ減価償却を引き上げ、最近基金も作りましたが、積み立てみたいな形でそれを積み立てていこうとした時に、当初かかったイニシャルに相当する全額を料金で回収して積み立てるのかどうかという議論に繋がっていくと思います。資本費という言葉遣いをしてしまうと、イニシャルコスト分を利用者にかけようという話になってしまうので、そのつもりではないという認識でいいのか、そこが今、混乱していると思います。イニシャルコストはあくまでも租税負担の原則により町税で支払わないと、利用者から取ったお金が起債の償還や職員の給料になってしまうなど、全然その施設に関係のないところで消えていってしまうように見えるかもしれないので、そこが少し気になりました。

(柏木委員) 私は財政学の専門家なのですが、会計の考え方と財政の考え方について、おっしゃっていること自体は当たり前の論理でそれはそれで正しいのです。自然発生的な流れでイニシャルコストを回収するのはどうかという疑問はごもっともだと思いますが、それはそれ、これはこれというように考えた方がいいかと思っています。

ます。起債を発行して税金で建物を建てましたということ自体は正しく、次回、建て替えが起こったとしても、同じようになると思いますが、先ほど、基金で積み立てるといった話もありましたが、昨今の財政状況からすると、建設費が高くなったりするので、同じようなものがまた建てられるかどうかはわからないわけです。その時に、少しでも料金の中からコストを回収しておこうというのが今回の考え方なので、一言で言えば、気にされなくていいかと思います。しっかり資本費も入れて料金設定をするというように考えておかないと、今後、財政面の維持が難しくなるだろうと思います。お金のこの部分が職員の給料に使われたと考えるよりは、施設運営に使うものに料金の一部を賄ってもらっていると考えた方がいいと思います。

(事務局) 議会でも理論的な細かい議論をされておられますので、しっかりと整理をしたいと考えております。

(柏木委員) 予算の考え方と財政的な運用と公会計というのが、一貫通貫でロジックが全部通るかという現状だと通らないのですが、ただ、財政は財政でやっていかないといけないので。何でこのような問題が起きているかという、公会計的な考え方が足りてないというのが財政の問題であるので、それをカバーしつつ健全な財政運営をしていくには、今回みたいに資本費も入れてちゃんと料金設定をしましょうという考え方が今の合った形になるので、そこは予算の款項目節で考えてしまうと、人件費に使われているみたいな話になってしまうので、そこはあまり考えなくてよいのかと思いますが、資本費は入れた方がいいと思います。

(山口委員) 私が言いたかったのはあまり細かいことではなくて、建物をつくって、維持して、いくらかかるのかということをちゃんと考えておくべきだというのが原則にあるのだらうと思うのです。その結果が給料に入るというのは、まさに柏木委員のおっしゃるとおり、この場で議論すべきことでもないと思います。原則として、そういう方向で料金設定していくということを決めるのが、この会議の目的だという理解で話を今までしてきたつもりです。

(柏木委員) 逆に細かく分類して費用割り当てを厳密につけて原価配分しようと思うと、経験則上かえってはまってしまいます。そのため、ここでしっかり方向性を決めますが、妥当な料金設定は何かをきちんと議論しようという意味では、資本費は入れた方がいいと思います。それと予算の執行の話とは、また別で考えれば大丈夫

だと思えます。

(会長) 今までの議論の中で、資本費を料金の中に含めた形で考えるという原則的な考え方の上で、公費負担割合のあるべき姿を具体的に示すのがふさわしいと思えます。

料金体系と減免規定は、はっきりとされましたし、受益者負担割合の考え方については、資本費を料金設定のところに含めることについては、確認されたと思えます。

(柏木委員) 3ページのこの図は、どうなるのでしょうか。

(会長) 何%がふさわしいというのは、数字を出せばいいのですが、出るかなという不安があります。

(柏木委員) このあるべき姿は、括弧書きになっていますけど、そうではなくて、当面目指す方向を出すというのも難しいでしょうか。

(世羅委員) 具体的に60%とか50%とかではなく、例えば60%程度や、これ以上を目指すなどでは、だめでしょうか。

(山口委員) ここに数字で100%、60%、50%を入れるから、話がまとまらないような感想を持っていまして、例えば、民間でもある施設であれば、これはもう圧倒的に選択的な側に行くわけです。他にも選べるわけですから。収益も見込めるものは、市場型の方に流れていくわけです。どっち向きの施設なのかというのを位置づけるまでは、この会議で議論されてもいいのではないかという気がします。

(柏木委員) 4象限の中のどこかにはプロットはするけれども、パーセンテージは表記しないということですね。

(山口委員) そうですね。パーセンテージについては、示しがたいというのが正直なところでは。

(柏木委員) 例えばですけど、かしのき苑は今、この位置にありますけれども、もうちょっと100%かゼロ%に振った方がいいということですか。

(山口委員) 施設ごとに感想を言えと言われれば、言いますけれども、かしのき苑の単体の話ではないです。パーセンテージとしてしまうから、議論がなかなか難しくなるので、4象限のどこかに置くということについては、やった方がいいという意見です。

(柏木委員) パーセンテージは逆に入れなくていいということですか。

(山口委員) 入れなくていいと思います。パーセンテージは、まさに行政で議論されていいのではないかと思います。例えば4象限の右隅っこにあるものに公的負担率100%を入れるわけではないと思います。仮にゼロに近い方向に持って行って、今の現実的な策としては、3割負担ぐらいかなというような数字については、行政判断でよいかと思います。

(世羅委員) 4象限は考え方の種類だけであって、どこに入るかというのはあまり重視しなくていいと思っています。かしのき苑とかむくのきセンターは迷いましたけれど、象限の真ん中に置いています。もっと言えば、かしのき苑は、基本的には福祉関係だと思いますが、ただ、施設を見ると貸し館が主なので、右下だろうかと思ったりします。

(高鍋委員) 私も、4象限のどこかに置くというのが一番わかりやすいかと思います。利用させていただいている者としては、例えば、かしのきが老朽化してどうしようとなった時に、絶対に建て直してほしい施設でありますし、逆に、池谷公園とか打越台に関しては、学校施設と共有すれば、使えなくなった時には、はっきり言って無くなってもいいかなぐらいまで思えます。そのため、かしのき苑でしたら、必需的、非市場的という、左上に入るかと思います。

華工房に関しては、農業を活性化させるという目的で建てられており、その目的を達するための最初のお手伝いであり、そもそも何かを活性化させるということは、利益を得るという目標を持ってつくられたものなので、ここはだんだんと公的負担はゼロ%を目指していくべき建物だと思っています。活性化させるために作ったものであれば、最終的には自分たちで運営していけるものにしていかないと、いつまでも公的負担が100%となると、そこは力が入らないかなと思いますので、右下にくるかと思います。

かしのき苑、むくのきセンターに関しては、東のむくのき、西のかしのき苑と、いろいろな文化スポーツの活性化の場になっているので、左上になるかと思いません。交流ホールもやはり左上になると思います。

(山口委員) 混乱してしまうのですが、減免で福祉関係や教育関係など、多分減免で相当入ってくると思います。むくのきやかしのきは、福祉型の施設だというように言われていますが、実際に利用される福祉関係者の方は、ほぼ無料で利用されるわけです。一般に料理教室ができる部屋があって、それを福祉関係の方が利用したい

時には、別の制度で無料にできるのであれば、むくのきセンターをここではなくて、市場型の方に入れるなどの判断ができるわけです。

減免の内容がよくわからないので、どういった方が減免になりそうなのかを教えてくださいましたらと思います。

例えば、むくのきセンターは、有料であろうが無料であろうが、ないとまずいわけなのです。ないとまずいですから、非市場的、必需的なのです。減免制度などは別のものとしてちゃんとあると考えた時には、必需的だけれども、お金は払ってもらいますという理解もできるわけです。

(事務局) 例えば、文化協会関係の団体、体育協会関係、PTAの連絡協議会、青少年健全育成といったようないわゆる社会教育団体が対象となってきます。

(山口委員) もうちょっとタイトに絞っていくべきという気はします。

(事務局) 方向性としては、資料20でお示しさせていただいた現状からですと、どちらかというところと厳密にするという方向性ではございます。

(高鍋委員) 任意団体、認められた団体は、その中でも2種類あると思います。1つは、例えば福祉ですと、配食サービスするために調理室を使うという配食のボランティア団体や、子育て支援で子供を預かるために部屋を借りる団体など、誰かのために何かをする団体、それともう一つは、カラオケやコーラスなど、自分たちが自分たちの生活を上げるための団体、どちらも長寿関係に関しては、健康的な生活を持つという意味では同じ方向を向いていると思いますが、その団体が自分たちのためだけのものと、誰かのためにというものの2つぐらいは分けてもいいのかなと思います。

(事務局) 毎年お配りさせてもらっている文化スポーツ情報紙の中に書いているのが、精華町の登録制度に基づく登録団体、文化の登録団体と体育の登録団体です。今の減免制度でいいますと、社会教育関係団体に属する登録団体が活動の一環として使われる場合が5割の減免ということになっております。そのため、例えば文化関係でありますと、社会教育関係団体というのは文化協会になります。文化協会に加盟している文化の登録団体が使用される場合は5割減免、文化協会に加盟されずに精華町の登録制度に申請して登録している団体については減免なしとなります。同じように体育関係でも、体育協会が社会教育関係団体になりますので、体育協会に加盟している精華町の登録制度に基づいて登録している団体が使用し

ますと5割の減免ですけれども、体育協会に加盟されていない登録団体が使用されると、減免なしということになります。

(会長) この考え方の基準でいくと、1の(1)の登録団体に認められると、2番に書いているように、5割の減免対象になります。

(事務局) 1の(1)は登録制度の話で、社会教育関係団体の登録というものがあつて、社会教育関係団体は現状では、全額減免になります。そこに属している団体が登録団体であれば、5割の減免になるということで、現状では2つあります。

(会長) 人のためでないで減免しないのは、それはちょっと狭いような気がします。いずれにしても、この場での議題ではなくて、先ほど整理させていただいたように、事務局のところで、登録団体の認定基準や相互協力団体というのは、整理が要ると考えています。基本的な考え方はこのとおりでいくけれども、具体的にどの団体や、どういう登録にするのかということについては、今後しっかり示していき、その決まったものについては、はっきりと公表していくということを確認しているので、今日のところはいいのではないかと考えています。

(山口委員) かしのき苑の中の貸し館とかまでは細かく分けられないと思うので、それは一くくりにしておいて、右にずらすなり、上下にずらすなりという判断になってくると思います。交流ホールやコミュニティーホールなどのホールはいっぱいあるので、個人的意見を言えば、右下の方じゃないかというのがあります。

打越台と池谷公園も右下の方でいいと思います。

かしのき苑とむくのきセンターは、左のちょっと下ぐらいかと思っています。

(世羅委員) かしのき苑とむくのきセンターは、どちらも貸し館と体育館で、どちらも市場性があるので、左下だと思います。

(山口委員) ほとんどの福祉系や文化団体は減免なので、そういう目的で利用されたい方は、別の制度で補填されているわけです。本来の施設の中にいたら、左下だと思います。

(会長) 華工房は、このままでいいのではないかと考えています。

(山口委員) 華工房はここでいいと思いますが、ここに位置づけられて100%だからというので、もう今のままでいいやとなってしまうのは、ちょっともったいない施設かと思っていますので、別の切り口での注釈は要るのではないかと考えています。新しい開拓に努めなければならないとか、もっと利用率を上げる努力は必要ですが、そ

れでお金もうけをしようとは思っていませんという意味でのこの位置ですという
ぐらいのニュアンスがないと、稼働率は上がらないと思います。

(柏木委員) では、この括りから外すということですか。

(山口委員) それもありだと思います。

(会長) 赤く囲まないという形で、基本的にこの場所ぐらいでいいのではないかと思
います。

(高鍋委員) 華工房は農業を活性化するために作られているので、そこで活性化して、ちゃ
んと収益を得た方がいいと思います。更にいい機械を入れるなど、何かあった時
にもっとレベルアップするために、ここでは収益を求めてほしいと思います。そ
れと精華町はすごくいい土地ですので、例えば農業以外のことで、若い人達が新
しく何かしたいという時に、華工房を見習った新しい施設ができてもいいと思っ
ています。そこで収益を得て、公的負担をなくしていくようにしないと、財政破
綻という言葉も出ていますし、せつかく活性化されているところが生かされな
いと思います。今でも公民館の建て直しできないからもう廃止しますとかという話
もあちらこちらで出ていますので、みんなの活動を維持して、レベルアップして
いくためには、それぞれのところでの収益ということも考えていかないと、この
先、私たち世代だけではできないということになってしまうので、それはよくな
いかと思います。

(会長) それは、華工房の中に入って利用されている団体の話かと思います。

(高鍋委員) 同じような感じのものがもっと色々な分野で増えていってほしいので、税に頼
ってほしくないと思います。

(会長) 収益を上げるような団体は出ていってもらったらいいと思います。新しい団体
が華工房で挑戦するというのは大いにやってもらったらいいと思います。

(柏木委員) 私もこのままいいと思いますが、おっしゃっていることもよくわかります。

(会長) 華工房は上の2つから切り離すが、場所としてはここに置いておくということ
と、かしのき苑とむくのきセンターは左下の方のあたりに置くということです。

それと、交流ホールと打越台は、もうちょっと右下の方に移動させるというこ
とですが、これはあくまで、当面目指すべき姿ということで整理するというこ
とです。

学校施設は、特に意見ありませんので、現行の位置でいいと思います。

そうでしたら、今日は本当に長時間、ありがとうございました。本日の審議会は以上とさせていただきます。

以上